

TONPAL とんぱる だより 11月号

11月は「インターネット上の 人権侵害解消推進月間」です！

インターネットの普及により、コミュニケーションや情報収集が簡単になり、私たちの暮らしはとても便利になりました。

一方で インターネットが持つ匿名性や非対面性、また情報発信の容易さ等に起因して、誹謗中傷や差別など、人権に関わるさまざまな問題が発生し、深刻な社会問題となっています。

TONPAL とんぱる では

富田林市ではこのような状況を受け、すべての市民等が、お互いに人権を尊重しながら、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会を実現することをめざし、「富田林市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を施行しています。

「インターネット上の人権侵害解消推進月間」に合わせて、11月の中旬～「インターネットと子どもの人権パネル展」を開催します。皆様のご来館をお待ちしております。



お気軽にご相談ください(相談は無料です)

人権相談	部落差別、障がい者差別など	月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時	1階	24-3700
生活相談	日常生活の相談や福祉・年金など			
外国人市民相談	日常生活で感じている不安や困りごとなど	月～金曜日(祝日除く) 午前10時～午後4時	2階	55-2018
女性の悩み相談	女性からのあらゆる相談、DV相談など	日時は お問い合わせください。	2階	23-0030
女性のための 法律相談	女性弁護士による法律相談	11月25日(月) 午後1時～4時 (要予約)	2階	23-0030

※土・日曜日は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引継ぎます。